

平成 13 年 11 月 1 日制定

平成 17 年 4 月 1 日一部改正

[保健福祉部介護保険課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険料を滞納している者に対する介護保険法（平成 9 年法律 123 号。以下「法」という。）第 66 条から第 69 条までの規定による措置（以下「給付制限」という。）に関し、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付制限対象者)

第 2 条 市長は、介護保険料を滞納している者で、次の各号のいずれにも該当しない場合は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）に対し、給付制限を行うものとする。

(1) 法第 66 条第 1 項並びに第 3 項、法第 67 条第 1 項並びに第 2 項、法第 68 条第 1 項並びに第 2 項及び法第 69 条第 1 項並びに第 2 項に規定する災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合

(2) その他市長が前号の規定に準ずるものと認める事情があると認めた場合

(支払方法の変更の予告通知)

第 3 条 市長は、法第 66 条第 1 項又は第 2 項の規定により、要介護被保険者等に対し支払方法の変更を行おうとするときは、あらかじめ郡山市介護保険給付支払方法変更通知書（第 1 号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知を行うときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づき弁明の機会を付与するものとする。

3 当該要介護被保険者等は、第 1 項に規定する通知を受け、弁明をしようとするときは、弁明書（第 2 号様式）又は口頭により 14 日以内に申し出なければならない。

(支払方法の変更)

第 4 条 市長は、被保険者証に支払方法の変更の記載を受ける要介護被保険者等に対し、郡山市介護保険給付支払方法変更決定通知書（第 3 号様式）により通知し、当該要介護被保険者等に係る被保険者証に支払方法の変更の記載をするものとする。

2 前項の規定により支払方法の変更の記載を受けた要介護被保険者等が、滞納している保険料を完納したとき、当該保険料に係る滞納額が著しく減少したとき、又は第 2 条に規定する給付制限対象者に該当しなくなったときは、郡山市介護保険給付支払方法変更終了通知書（第 4 号様式）により要介護被保険者等に通知し、当該要介護被保険者等に係る被保険者証の支払方法の変更の記載を削除するものとする。

(給付の一時差止)

第 5 条 市長は、前条第 1 項に規定する支払方法の変更の記載を受けた要介護被保険者等が、保険料の納期限から省令第 103 条に規定する 1 年 6 月間を経過するまでの間に当該保険料を納付しないときは、法第 67 条第 1 項又は第 2 項の規定により保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止め、郡山市介護保険給付支払一時差止決定通知書（第 5 号様式）により要介護被保険者等に通知するものとする。

(給付の一時差止の額)

第6条 前条の規定により保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止める額は、滞納している保険料額に比して著しく高額なものとならないものとする。

(滞納保険料の控除)

第7条 第5条の規定により保険給付の全部又は一部の支払の一時差止を受けた要介護被保険者等が、なお、滞納保険料を納付しないときは、法第67条第3項の規定に基づき郡山市介護保険滞納保険料控除決定通知書(第6号様式)により要介護被保険者等に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除するものとする。

(第2号被保険者の給付の一時差止)

第8条 市長は、第2号被保険者から要介護認定等の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該2号被保険者の加入する医療保険者(以下「医療保険者」という。)に対し、医療保険料等納付状況照会書(第7号様式)により省令第110条第1項に規定する事項について情報の提供を求めるものとする。

2 市長は、法第68条第4項に規定する保険給付の一時差止をしようとするときは、あらかじめ郡山市介護保険給付支払一時差止等予告通知書(8号様式)により、当該2号被保険者に通知しなければならない。

3 市長は、前項に規定する予告通知を行うときは、行政手続法に基づき弁明の機会を付与するものとする。

4 当該要介護被保険者等は、前項に規定する通知を受け、弁明しようとするときは、第3条第3項の弁明書又は口頭により14日以内に申し出なければならない。

5 市長は、保険給付の一時差止をするときは、当該第2号被保険者に対し郡山市介護保険給付支払一時差止等決定通知書(第9号様式)により通知しなければならない。

6 市長は、医療保険者から保険給付差止等の終了の依頼があったときは、郡山市介護保険支払方法変更等終了通知書(第10号様式)により当該第2号被保険者に係る被保険者証の保険給付差止の記載を削除するものとする。

(給付額減額等)

第9条 市長は、要介護認定等をした場合において、当該要介護認定等に係る第1号被保険者である要介護被保険者等について、法第69条に規定する第1号被保険者の保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき、政令第34条に規定するところにより算定された期間があるときは、法第69条第1項の規定に基づき当該要介護被保険者等の被保険者証に給付額減額等の記載をするものとする。

2 市長は、前項の給付額減額等の記載を行うときは、郡山市介護保険給付額減額等決定通知書(第11号様式)により、当該被保険者等に通知するものとする。

3 前項に規定する通知を受けた要介護被保険者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、郡山市介護保険減額等免除申請書(第12号様式)により、給付額減額等の記載の削除を市長に申請することができる。

(1) 法第69条第1項の規定による災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合

(2) その他市長が前号の規定に準ずるものと認める事情があると認めた場合
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 から施行する。